

役員報酬規程、及び（裏面から）職員給与の支給に関する規程

役員等報酬規程

認定 NPO 法人東京フィルムメックス

（目的）

第1条 この規程は、認定 NPO 法人東京フィルムメックスの役員報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

（報酬及び費用の支給）

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。

2、ただし、役員に実務を依頼した場合、謝礼、旅費等の実費を支給することができる。

（補則）

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

2、本規程に定めのない事項は、その都度、理事長が理事会に諮って決定する。

附則

この規程は、平成 28 年 2 月 26 日より施行する。

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

→次ページから「職員給与の支給に関する規程」（p. 4 まで）

職員給与の支給に関する規程

認定 NPO 法人東京フィルメックス

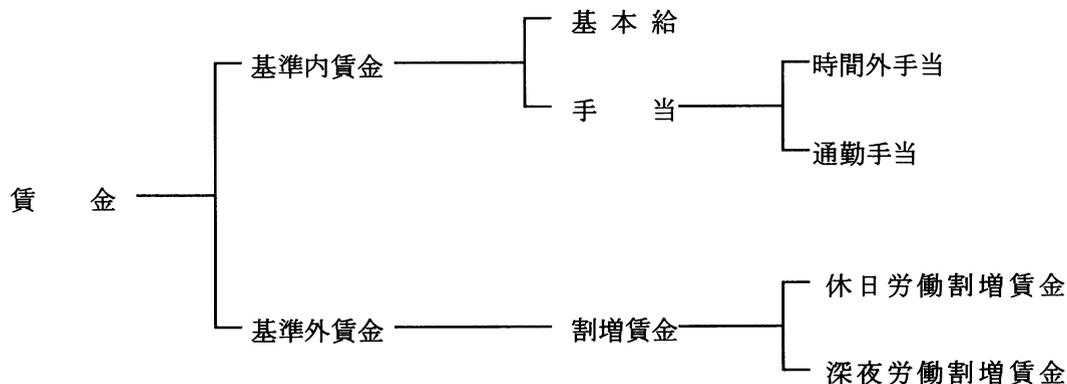
第1章 総 則

第1条(適用範囲)

1. この規程は、有期雇用職員の賃金について定めたものである。
2. この規程に定める事項のほか、職員の賃金に関する事項は、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

第2条(賃金の構成)

賃金の構成は次のとおりとする。



第3条(賃金計算期間及び支払日)

1. (「東京フィルメックス」事業について)賃金は、前月 21 日から起算し、当月 20 日を締め切りとした期間(以下、「賃金計算期間」という。)について計算し、当月末日に支払う。ただし、当該支払日が休日の場合はその前日に支払うものとする。
2. (受託事業「フランス映画祭」について)賃金は、当月 1 日から起算し、当月末日を締め切りとした期間(以下、「賃金計算期間」という。)について計算し、翌月 15 日に支払う。ただし、当該支払日が休日の場合はその前日に支払うものとする。
3. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは職員(第1号については、その遺族)の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。
 - ①職員が死亡したとき
 - ②職員が退職し、又は解雇されたとき
 - ③職員またはその収入によって生計を維持している者が結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を被り、または職員の収入によって生計を維持している者が死亡したため臨時に費用を必要とするとき
 - ④職員またはその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって1週間以上帰郷するとき
 - ⑤前各号のほか、やむを得ない事情があると会社が認めたとき
4. 第一項の賃金計算期間と支払日は、職員が従事する事業の開催日に合わせて、毎年変更する。

第4条(賃金の支払方法)

1. 賃金は通貨で直接職員にその全額を支払う。

2. 前項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合は、本人が指定する金融機関の口座への振り込みにより賃金を支給する。また、次の各号に掲げるものについては賃金を支払うときに控除する
- ① 源泉所得税
 - ② 住民税(市町村民税及び都道府県民税)
 - ③ 雇用保険料
 - ④ その他必要と認められるもので職員代表と協定したもの

第5条(遅刻、早退又は欠勤の賃金控除)

1. 遅刻、早退又は欠勤により、所定労働時間の全部又は一部を休業した場合は、次の計算式によりその休業した時間に応じる賃金は支給しない。ただし、この規程又は就業規則に別段の定めのある場合はこの限りでない。

$$\frac{\text{基本給} + \text{時間外手当} + \text{通勤手当}}{\text{1月平均所定労働時間(1月平均所定労働日)}} \times \text{時間数(欠勤日数)}$$

2. 前項の場合、休業した時間の計算は賃金計算期間の末日において合計し、30分未満は切り捨てるものとする。
3. 一賃金計算期間における賃金の総額に10円未満の端数が生じた場合は、これを10円に切り上げるものとする。

第6条(中途入社又は中途退職の賃金計算)

1. 賃金計算期間の中途に入社又は退職した者に対する当該計算期間における賃金は、次の計算式により日割りで支給するものとする。なお、10円未満の端数の取り扱いについては前条第3項の規定を準用する。

$$\frac{\text{基本給} + \text{時間外手当} + \text{通勤手当}}{\text{1月平均所定労働日数}} \times \text{出勤日数}$$

2. 死亡の場合には、その月の賃金は全額支給する。

第7条(休職期間中の賃金)

原則として、休職期間中は賃金を支給しない。

第8条(臨時休業中の賃金)

会社の都合により職員を臨時に休業させる場合には、休業1日につき平均賃金の100分の60に相当する休業手当を支給する。

第2章 基準内賃金

第9条(基本給)

基本給は、日給月給制とする。

第10条(基本給の決定)

基本給は、職員の学歴、能力、経験、技能及び職務内容などを勘案して各人ごとに決定する。

第11条(昇給)

1. 当会は、必要に応じ、臨時に昇給をする場合がある。

第12条(休日出勤手当・残業手当)

1、所定労働時間を超えて残業し、休日出勤をすることは原則として禁ずる。

2、やむを得ない事情により残業、または休日出勤をする場合には事前または事後に許可を得るものとし、労働契約に定める月額給与に含まれる時間外手当支給対象時間を超えた勤務に関して、第14条に定める割増賃金を適用する。

第13条(通勤手当)

通勤手当は次の区分により支給する。

- ① 公共交通機関を利用する者 実費相当額

第3章 基準外賃金

第14条(割増賃金)

1. 所定労働時間を超え、かつ、法定労働時間を超えて労働した場合には、時間外労働割増賃金を、法定の休日に労働した場合には休日労働割増賃金を、深夜(午後10時から午前5時までの間)に労働した場合には深夜労働割増賃金を、それぞれ次の計算により支給する。

時間外労働 割増賃金	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$
休日労働 割増賃金	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$
深夜労働 割増賃金	$\text{算定基準賃金} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$

2. 算定基準賃金とは基準内賃金から家族手当と通勤手当を除いたものをいう。

3. 所定労働時間を超え、かつ、法定労働時間を超えて労働した時間、又は休日に労働した時間が深夜に及ぶ場合は、時間外労働割増賃金又は休日労働割増賃金と深夜労働割増賃金を合計した割増賃金を支給する。

付則

この規程は、平成28年2月26日から施行する。

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	認定NPO法人東京フィルメックス	事業年度	令和2年4月1日～令和3年3月31日
-----	------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	135,000 円
賛助会費受取会費	6,636,371 円
受取寄付金	5193,014 円
受取助成金	31,681,625 円
自主事業収益	11,975,742 円
受託事業収益	2,526,364 円
受取利息	184 円
雑収入	2,040,308 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	60,188,424 円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
公式カタログの販売	1,500 円	税込売価
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
入場料 (25歳以下割)	1,000 円	映画祭の入場料 (税込売価)
入場料 (前売・割引)	1,300 円	映画祭の入場料 (税込売価)
入場料 (当日・一般)	1,900 円	映画祭の入場料 (税込売価)
字幕制作協力費	30,000 円	字幕のデータの1作品あたりの 利用料 (税込売価)
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	貸付年月日	対価の額	譲渡資産の内容等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
			通年	11,000,000 円	企画料・演出料
			R2.9.1-11.30	1,280,000 円	デザイン料
			通年	1,230,000 円	会計顧問料等
			R2.9.1-11.30	30,000 円	通訳業務（ペルシャ語）
			R2.9.1-11.30	60,000 円	通訳業務（中国語）
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
なし	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
1人	633,736円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
R3.3.31	タレント・トーキョー実行委員会	新宿区西新宿 2-6-1	タレント・トーキョーR2年度分の赤字補填	280,675 円
..				円
..				円
..				円
..				円
..				円
..				円
..				円
..				円
..				円
	合計			円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使途	金額
R2/10/12	仏/ [] 「イエローキャット」上映料	74,193 円
R2/10/12	仏/ [] 「迂闊な犯罪」上映料	75,450 円
R2/10/12	韓/ [] 「逃げた女」上映料	85,064 円
R2/10/12	デンマーク/ [] 「アスワン」 上映料	38,354 円
R2/10/13	香港/ [] 「七人楽隊」上映料	26,583 円
R2/10/13	仏/ [] 「時の彼方へ」上映料	100,600 円
R2/10/13	仏/ [] 「海が青くなるまで泳ぐ」 上映料	20 7,4 88 円
R2/10/14	台湾/ [] 「無聲」上映料	97,704 円
R2/10/20	仏/ [] 「死ぬ間際」上映料	201,991 円
R2/10/20	仏/ [] 「消えゆくものたちの年 代記」「D.I.」上映料	352,156 円
R2/10/21	仏/ [] 「風が吹けば」上映料	176,638 円

R2/10/23	英/ [REDACTED] 「ハイファの夜」 素材転送費	50,125 円
R2/10/23	仏/ [REDACTED] 「ハイファの夜」 上映料	125,010 円
R2/12/07	台湾/ [REDACTED] 「日子」 上映料	178,551 円
R3/3/08	[REDACTED] / 最優秀作品賞賞金	1,000,000 円
R3/01/15	仏/ [REDACTED] 「風が吹けば」 上映料	76,578 円
R3/01/15	デンマーク/ [REDACTED] 「アスワン」 上映料	114,484 円
R3/01/22	仏/ [REDACTED] 「海が青くなるまで泳ぐ」 上映料	108,486 円
R3/02/22	台湾/ [REDACTED] 「無聲」 上映料	85,088 円
R3/02/22	仏/ [REDACTED] 「風が吹けば」 上映料	90,678 円
R3/02/22	台湾/ [REDACTED] 「日子」 上映料	85,088 円
R3/02/22	仏/ [REDACTED] 「消えゆくものたちの年代記」 「D.I.」 上映料	217,627 円
R3/02/22	仏/ [REDACTED] 「風が吹けば」 素材費	32,385 円
R3/02/22	仏/ [REDACTED] 「死ぬ間際」 上映料	125,006 円
R3/02/22	仏/ [REDACTED] 「迂闊な犯罪」 上映料	85,496 円
R3/02/22	仏/ [REDACTED] 「イエローキャット」 上映料	84,201 円
R3/02/22	香港/ [REDACTED] ソンファン2 作品上映料	85,856 円
R3/02/22	印/ [REDACTED] 「マイルストーン」 上映料	85,616 円
.	.	円
.	.	円

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	認定NPO法人東京フィルメックス	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の数の中に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		レ

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	R2年4月1日～R3年3月31日	13人	0人	0%	3人	23.0%
㉒	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。
 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いい え						

(注意事項)

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ						
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ						

㉚ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無						

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉔～㉙」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員 の 状 況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉔」から「㉙」については、イに記載する各期間（「㉔」から「㉙」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉔」から「㉙」については、イに記載する各期間（「㉔」から「㉙」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	認定NPO法人東京フィルメックス	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		13人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		3人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
市山 尚三		理事		○						平成30年3月1日就任
黒沢 清		理事		○						平成19年7月1日就任
諏訪 敦彦		理事		○						平成19年9月1日就任
山内 真理		理事		○						平成30年4月1日就任
國實 瑞恵		理事		○						平成30年4月1日就任
深津 純子		理事		○						平成30年4月1日就任
篠崎 誠		理事		○						平成30年4月1日就任
榎 望		理事		○						平成30年7月1日就任
渡辺真起子		理事		○						平成30年7月1日就任

中川 直政		監事								平成26年5月9日就任
北村 二郎		監事								平成26年7月1日就任
木村正彦		理事								令和元年10月1日就任
田中誠一		理事								令和2年7月1日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

法人名	認定 NPO 法人東京フィルメックス		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（弥生会計）使用・ルーズリーフ	毎日	10年
補助元帳	会計ソフト（弥生会計）使用・ルーズリーフ	毎日	10年
仕訳日記帳	会計ソフト（弥生会計）使用	毎日	10年
貸金台帳	エクセル使用・ルーズリーフ	毎月末	10年

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	認定NPO法人東京フィルムメックス	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		し
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表第4表(次葉)(ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第 5 表)

法人名	認定 NPO 法人東京フィルメックス	チェック欄				
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類</p>		レ				
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p><input type="checkbox"/> 閲覧に関する細則 (社内規則) 等がある場合には、その細則 (社内規則) 等を添付してください。</p>		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">同 意</th> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> する</td> <td><input type="checkbox"/> しない</td> </tr> </table>	同 意		<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
同 意						
<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない					
イ	<p>① 事業報告書等 (事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等 (定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)</p>					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 5 者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者 (役員、役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。) の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合 (その金額が 200 万円以下の場合に限る。) におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>					
ヘ	<p>① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し</p> <p>② 海外への送金又は金銭の持出し (その金額が 200 万円以下のものを除く。) を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し</p>					

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第 5 表は、法第 55 条第 1 項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	認定NPO 法人東京フィルメックス
-----	-------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
レ					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	申請時
有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
㊸ 認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	認定 NPO 法人東京フィルメックス	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <small>(注1)</small> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 <small>(注2)</small> 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		レ

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ